

津島市 福祉サービス一覧

		福祉サービス名	サービス内容	
《自立支援給付》	ハ 水 色 の 受 給 者 証 ▽	【障がい児 通所給付】	児童発達支援	就学前の発達支援が必要な児童を対象とした療育支援事業
			医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
			放課後等デイサービス	就学している発達支援が必要な児童が、学校終了後あるいは休業日に通う療育支援事業
		【障がい児 訪問系】	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う
			保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
		【介護給付】 障害支援区分が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や家事等生活全般にわたる援助を行う
			重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方にホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事などの援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う
			同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に外出時に同行して移動の支援を行う
			行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に行動する際に必要な介助や外出時の移動の補助を行う
			重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う

《自立支援給付》	ハ 水 色 の 受 給 者 証 ▽	【介護給付】 障害支援区分が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います	短期入所（ショートステイ）	居宅で介護を行っている方が病気などの理由で介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所し、必要な介護を行う
			療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
			生活介護	常に介護が必要な方に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する
			施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排泄、食事の介護などを行う
		【訓練等給付】 身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、リハビリなどの身体機能の向上訓練や、入浴などの生活機能の向上訓練を行う
			就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談、支援を行う
			就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
			就労継続支援	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
			共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
			自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

《地域生活支援事業》 津島市が地域の 実情に応じて行っ ている事業です	△ 黄色 の 受 給 者 証 ▽	地域活動支援センター	在宅の障がいのある方に対し通所の場合を設け、機能回復訓練、創作的活動等の各種サービスを提供することにより、自立生活を援助する
		移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、外出のための支援を行う
		日中一時支援	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息等のために支援を行う
		訪問入浴サービス	移動入浴車を自宅に派遣する
	△ 受 給 者 証 な し ▽	相談支援	障がい者や発達支援を必要とする児童の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う
		地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う
		地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う
		意思疎通支援	手話通訳者・要約筆記者を派遣する
		日常生活用具の給付	ストマ用装具・特殊寝台等の購入費用、住宅改修費等を補助
		補装具	補装具の購入や修理にかかる費用を補助
自動車改造費・自動車運転免許取得費の補助	障がいのある方がご自身で運転するための自動車の改造に要する経費、運転免許取得に要する経費を補助		

●福祉サービスの利用に際しては、相談員あるいは福祉課へ相談・問い合わせが必要となります

●それぞれのサービスには、障がい支援区分や該当項目が必要となるものがあります。詳細は、市役所福祉課及び相談支援事業所へお問い合わせください